

厚生労働大臣の定める揭示事項

令和7年10月1日

1. 当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

一般病棟Aは「一般病棟入院基本料 地域一般入院料3」を届出し（日勤、夜勤あわせて）入院患者15人に対し1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しており、1日に8人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員一人当たり受持数は10人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員一人当たり受持数は19人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員一人当たり受持数は19人以内です。

一般病棟Bは「一般病棟入院基本料 地域一般入院料3」を届出し（日勤、夜勤あわせて）入院患者15人に対し1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しており、1日に8人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員一人当たり受持数は9人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員一人当たり受持数は18人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員一人当たり受持数は18人以内です。

療養病棟Cは「療養病棟入院基本料1」を届出し（日勤、夜勤あわせて）入院患者20人に対し1人以上の看護要員（看護師及び准看護師、看護補助者）を配置しており、1日に7人以上の看護要員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護要員一人当たり受持数は16人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護要員一人当たり受持数は23人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護要員一人当たり受持数は23人以内です。

療養病棟Dは「療養病棟入院基本料1」を届出し（日勤、夜勤あわせて）入院患者20人に対し1人以上の看護要員（看護師及び准看護師、看護補助者）を配置しており、1日に8人以上の看護要員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護要員一人当たり受持数は12人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護要員一人当たり受持数は24人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護要員一人当たり受持数は24人以内です。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥創対策等の各委員会を設置し計画を作成しています。

4. 当院では医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。